(趣旨)

第1条 この規則は、神埼市長崎街道門前広場設置条例(平成29年神埼市条例第14号。以下「条例」という。)第20条の規定により神埼市長崎街道門前広場(以下「広場」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間及び期間)

- 第2条 広場及びこれに附属する備品等(以下「施設等」という。)の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長は、必要と認めるときは、これを変更することができる。
- 2 市長は、施設等の利用の許可を行うときは、7日間を超えてこれを行うことができない。 ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。 (利用許可の申請)
- 第3条 条例第5条第1項の規定により施設等の利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、神埼市長崎街道門前広場利用許可申請書(様式第1号。以下「許可申請書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 2 許可申請書は、施設等を利用しようとする日の6月前から7日前までの期間内(土、日曜日及び祝日を除く。)に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 許可に係る事項を変更しようとするときは、神埼市長崎街道門前広場利用許可変更申請書(様式第2号。以下「許可変更申請書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 4 許可申請書及び許可変更申請書の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで とする。

(利用許可)

- 第4条 市長は、許可申請書又は許可変更申請書を受けたときは、これを審査の上、利用 の可否を決定し、神埼市長崎街道門前広場利用許可(変更)書(様式第3号)により申 請者に通知するものとする。
- 2 前項の規定による許可の優先順位は、第3条第1項の規定による申請の順序とする。
- 3 第1項の規定による許可を受けた者は、条例第11条第2項の規定により使用料を前納しなければならない。この場合において、変更等により不足額が生じた場合は、その許可を受けた日に当該不足額を納入しなければならない。

(使用料の減免)

- 第5条 条例第12条の規定による使用料の減免については、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。
  - (1) 市が主催し、又は共催する行事等に利用するとき。
  - (2) 市が後援し、又は賛助した行事等に利用するとき。
  - (3) その他市長が必要と認めるとき。
- 2 使用料の減免を受けようとする者は、神埼市長崎街道門前広場使用料減免申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(使用料の環付)

第6条 条例第13条ただし書の規定による使用料の還付については、別表第1に定めると ころによる。

(利用者の遵守事項)

- 第7条 利用者は、広場の利用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) タバコの吸い殻、空き缶、ゴミ等を捨てないこと。
  - (2) 騒音、暴力等により他人に迷惑をかけないこと。

- (3) 許可を受けないで物品の販売をしないこと。
- (4) 広場の保全に努めること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示に従うこと。
- 2 利用者は、施設等を破損し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出なければならない。この場合において、利用者等に起因したものについては、利用者等がその損害を賠償しなければならない。

(読替規定)

- 第8条 条例第15条の規定により、指定管理者に広場の管理を行わせている場合における、 第2条から第5条及び第7条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とある のは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 2 条例第18条第1項の規定により、施設等の利用に係る料金を指定管理者の収入として 収受させる場合における、第4条から第6条の規定の適用については、これらの規定中 「使用料」とあるのは、「利用料」と読み替えるものとする。 (その他)
- 第9条 この規則に定めるもののほか、施設等の管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

### 別表第1(第6条関係)

使用料の還付

区分	還付割合		
利用者の責めによらない理由で利用できないとき。	全額		
利用者が利用の取りやめを申し出たとき。 1 利用3日前(土、日曜日及び祝日を除く。)まで 2 利用2日前から当日(土、日曜日及び祝日を除く。)まで	1 全額 2 100分の50		

## 神埼市長崎街道門前広場利用許可申請書

年 月 日

神埼市長 様

申請者 住 所 団体名 氏 名 電 話

神埼市長崎街道門前広場設置条例第5条及び同条例施行規則第3条の規定により、許可されるよう申請します。

利用目的									
利用期間		年 年	月 月	日 (日	)	時 時	分 分		
	1 全面利用								
利用区分	2 一部利用 (1) 芝生』 (2) シェノ	広場	2	区画		区画番号		m²)	)
	3 備品等(	,							)
利用人員	(大 人 (こども		責任者氏名 (電話)		(				)
添付書類	占用区画が	分かる	る図面、その	他(					)
備考									
※使用料の 有無	有 · 無		円	<b>※</b> 減如		有 ·	無	/ 減	• 免

※は記入しないでください。

## 神埼市長崎街道門前広場利用許可変更申請書

年 月 日

神埼市長 様

申請者

住 団体名 氏 名 電 話

(EII)

神埼市長崎街道門前広場設置条例第5条及び同条例施行規則第3条の規定により、利用変更を申請します。

利用許可	番号		第	5	号			許可亞	年月日		3	年		月	日
区分	変更前				変更後										
利用目的															
利用期間	自: 至:	年 年	月月	日(日(	)	時 時	分分	自: 至:	年 年	月月	日日	(	)	時時	分分
利用区分	(1) (2)	全面利用 一部利用 芝生広場 シェルタ <sup>、</sup> 備品等(		区画	<del></del>		m²) )	2 (1) (2)	全面利用 一部利用 芝生広り シェルク 備品等 (	] 場 ター_	X X		<u>(</u>	r	n²) )
その他 変更事項															
変更理由															
※使用料 精算額	既	E使用料 円	j	過不足		円		合計	円		納 <i>)</i> 年	入年 月	三月 E 	日	
添付書類		利用許可 その他変更													
備考															

※は記入しないでください。

# 神埼市長崎街道門前広場利用許可(変更)書

第号年月

様

神埼市長印

神埼市長崎街道門前広場設置条例第5条及び同条例施行規則第4条の規定により、次のとおり利用(変更)を許可します。

利用目的		
利用期間	自: 年 月 日( ) 時 分 至: 年 月 日( ) 時 分	
	1 全面利用	
利用区分	2 一部利用   (1) 芝生広場   区画 ( m²)     (2) シェルター2   区画 ( 区画番号	)
	3 備品等(	)
利用人員	人 (大人 人、こども 人)	
使用料	円(変更前	円)
許可条件		
備考		

## 神埼市長崎街道門前広場使用料減免申請書

			午	月	Ħ
神埼市長	様				
		申請者			
		住所			
		団体名			
		氏 名			ED
		電話			

神埼市長崎街道門前広場設置条例第12条及び同条例施行規則第5条の規定により、次のとおり使用料を減免されるよう申請します。

利用目的	
利用期間	自: 年 月 日( ) 時 分 至: 年 月 日( ) 時 分
	1 全面利用
利用区分	2 一部利用   (1) 芝生広場   区画 ( m²)     (2) シェルター 2   区画 ( 区画番号 )
	3 備品等 ( )
利用人員	人 (大人 人、こども 人)
減免申請 の理由	
備考	
※使用料	※減免 1 全額 ※減免後   円 区分 2 一部( ) 使用料

※は記入しないでください。